

## 参加申込み審査基準

和泉市環境美化推進制度実施要綱に基づく、参加申込みにおける審査の基準を次のとおり定める。

1. 和泉市環境美化推進制度の目的に合致すること。
2. 美化活動が営利を目的としていないこと。
3. 原則として自治会や市民グループ等の団体（概ね5名以上）での申込みであること。
4. 美化活動区域の範囲等は本制度の目的に合致すること。
5. 美化活動をおおむね一ヶ月に1回以上行えること。
6. 15歳以下の者（中学生以下）のみで美化活動をすることがないこと。
7. 美化活動の内容が作業の安全上支障がないこと。
8. 美化活動により交通安全上支障がないこと。
9. 公共施設が美化活動以外の目的で利用されることがないこと。
10. 清掃道具等の貸与（提供）品が適正に使用、保管されること。
11. 美化活動が公共施設の管理上、又は、関係法令上支障が生じないこと。
12. 和泉市の各種計画に支障が生じないこと。
13. その他、美化活動実施上の問題がないこと。

以上